

米沢市農業委員会会長
伊 藤 精 司 様

米沢市長 中 川 勝

令和2年10月16日付けで提出のあった令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 農地中間管理機構関連土地改良事業の継続について

農地中間管理機構関連土地改良事業は、担い手への農地の集積・集約化、併せて基盤整備が図られ、工事費の所有者負担が生じない極めて優良な補助事業であることから、今後の事業継続を国、県へ働きかけること。また、調査設計費の負担軽減に向けて、引き続き関係機関と調整を図ること。

回答

農地中山間管理機構関連土地改良事業は、通常のは場整備事業（基盤整備事業）に比べて受益面積が半分で実施でき、工事費についての受益者負担はありません。

引き続き、事業継続の必要性を国や県へ働きかけると共に、調査設計費の地元負担の軽減に向けた検討につきましても、今後も関係機関と調整を図りながら行ってまいります。

なお、担い手への農地の集積・集約化を進めていくには貴委員会との連携が必要不可欠でありますので、適宜、連携を図りながら業務を推進してまいります。

(2) スマート農業に対する補助予算の拡充について

農業者の高齢化や後継者不足により農業者が減少していく中、スマート農業の導入による農作業の省力化、効率化は不可欠であるため、スマート農業に対する補助予算の拡充を図ること。

回答

近年、ICT や IoT 等の先端技術を用いた多種多様な農業用機械等が多く実用化されており、農作業の効率化や省力化を図るためにはそれらを活用した取組みが有効であると考えております。市単独補助事業や国の補助事業によりスマート農業への支援が可能でありますので、積極的に活用していただけるよう農業者の皆様へ周知を図るとともに継続した支援を行ってまいります。

(3) 水田活用の直接支払交付金に係る交付対象要件の緩和について

長期の不作付けや果樹等の永年性作物へ転換した理由により交付対象外となった水田は、担い手に集積され振興作物等を作付けした場合であっても交付対象から除外されている。このことは、農地の集積や遊休農地の解消を妨げる要因の一つになっているため、交付対象となるための要件の緩和について、国（東北農政局）へ働きかけを行うこと。

回答

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地においては、「基本的に前年度において交付対象水田に該当したもの」となっており、平成30年以降3年連続して不作付地でその翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象外水田の取り扱いとなっています。

御意見のありました担い手等に集約され再作付けされた農地が交付対象となるためには、農地中間管理機構から賃借権又は使用賃借による権利の設定または移転を受けたもの、又は、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって地方農政局長等が認めたもの等の条件があり、いずれも、個人単位または協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で東北農政局への協議が必要となりますので、農地集積や遊休農地の解消の妨げとならぬよう、要件の緩和について東北農政局に要望してまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地解消のための予算確保等について

本年度、県が創設した「やまがた人・農地リニューアル事業」は、遊休農地及び荒廃農地を解消するための有効な支援策であり、要望面積が解消できるよう予算の確保に努めること。また、農地の荒廃状況に応じたきめ細かな支援が可能となるよう事業の充実を県に働きかけること。

併せて、平成30年度で廃止となった「荒廃農地等利活用促進交付金」について、制度の復活を国に働きかけること。その際、交付金の増額など、実用性の高い支援内容となるよう要望すること。

回答

「やまがた人・農地リニューアル事業」の令和3年度予算については、現時点で取りまとめている要望量に応じた予算の確保に努めてまいります。

御意見のとおり、当該事業は遊休農地等を解消するための有効な支援策であります。平成30年度をもって廃止となった国の制度である「荒廃農地等利活用促進交付金」と比較しますと、事業対象者及び事業内容の支援対象範囲が狭く、事業費に上限が設けられているなど制約があることから、国の制度復活や事業の充実を図ることは重要であると考えております。遊休農地等の解消を幅広く支援していくためにも、国事業の復活及び支援充実に向けた補助対象範囲の拡充や交付金の増額等を国や県に対して働きかけてまいります。

3 新規参入の促進について

農家子弟農業後継者（親元就農者）育成確保のための給付金制度の創設について

若者の農業離れに歯止めがかからず、これからの農業を支えるうえで、農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。

農家子弟による親元就農は、農業後継者となる可能性が極めて高い反面、農業次世代人材投資事業の対象から外れるなど支援が不十分であり、結果として農業後継者の育成確保に

繋がっていないのが実情である。

農家子弟が親元就農しやすい環境を整え円滑な経営継承を実現するため、本市独自の親元就農支援給付金制度の創設を図ること。

また、親元就農者についても農業次世代人材投資事業の対象となるよう、国に対して制度改正を働きかけること。

回答

農業次世代人材投資事業は、農業経営開始直後の不安定な時期における新規就農者の所得確保を目的とした制度であり、親元就農で単純に農業経営を継承するような場合は原則として制度の対象とはなりません。

ただし、新規作物を導入するなど農業経営の発展に向けて新たな取組を行う場合は、対象となりうるため、農業経営の継承を考えている方に対しても、当該事業の活用の可能性を説明のうえ、活用を希望される場合は積極的に支援をしていきます。

国では令和3年度より農業後継者を対象とした新たな支援制度の創設を計画されていることから、制度の情報収集に努め、制度の詳細が明らかになり次第、対象となる方への周知を徹底するなど活用を推進していきますので、市独自の親元就農支援給付金制度の創設については考えていないところです。

また、市単独支援事業である「米沢市未来を拓く農業支援事業」のなかで親元就農による農業後継者が主体となって行う事業等に対する支援を行っており、今後も当該事業の積極的な活用を推進して参ります。

4 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策予算の増額と補助対象経費の拡大について

有害鳥獣被害は、農作物被害による農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、結果として遊休農地につながるものが懸念されている。有害鳥獣による被害を減らすための侵入防止柵の設置や、地域ぐるみの被害防止活動を行うための予算を増額すること。特に、侵入防止柵については、設置や撤去における作業人員の確保に大変苦慮している状況にあるため、現行制度上の資材費に対する補助だけでなく、設置や撤去に係る作業人員の日当についても補助の対象となるよう国、県へ働きかけること。

また、猟友会による個体数調整は、被害を防止するうえで有効な手段である。会員の増員により活動の活性化を図るため、新規狩猟者免許取得等補助金の増額及び猟友会への補助を拡充すること。

併せて、モンキードッグによる追い払いも効果的であることから、モンキードッグの育成に努めること。

回答

鳥獣対策においては、令和2年度に引き続き、令和3年度も予算拡充を行う予定であります。広域的な侵入防止柵の新規導入に係る設置費用については、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下、鳥獣交付金という。）での支援が可能となっております。地域やグループで設置する場合は、資材費に対し100%の定額補助となりますが、業者委託で施工した場合は事業費に対し50%の補助となります。また、鳥獣交付金は経常的な経費（施設の管理等）についての支援は認めていないため、2年目以降の設置費用等については補助対象外となります。昨年度の御意見を受け、県を通じて国へ要望したものの、広域侵入防止柵に関する作業人員の日当についての制度変更はございませんでしたが、引き続き地域の実情や要望を国や県に

働きかけを行ってまいります。

また、本市の電気柵等補助金や国の広域電気柵補助を活用し、市内の侵入防止柵普及率は大幅に向上している現状ですが、農地が点在していることや管理されていない自己保全農地（耕作放棄地）、管理しきれない農地の出現等により、効果的に侵入防止柵を設置することができず、防除を行っていない農地で被害が発生するといったイタチごっこのような状態が発生しております。農地の選別や集約化等の対策についても進めなければ、鳥獣被害は解決しないため、貴委員会との共通課題として、今後検討したいと考えております。

捕獲については、防除や環境整備同様に鳥獣害を防止するために重要な要素であります。新規狩猟者免許取得等補助金については、新規の担い手の声等を聞きながら令和元年度に補助率を2分の1から3分の2へ増額しております。また、猟友会への補助拡充については、猟友会と協議しながら検討いたします。

モンキー犬については、ドッグスクールへの育成依頼をしてきましたが、残念ながら資質を持った犬が見つからず、実現に至っていないのが現状です。先進地の事例を参考にしながら、その手法等について今後とも検討したいと考えております。

5 新型コロナウイルス禍における農業支援について

新型コロナウイルスの影響により外食や各種行事等が自粛され、農畜産物消費量の落ち込みによる市場価格の低迷により、米や米沢牛、花き類に大きな影響が出ている。

これらに対して、国、県、市からは経営安定に向けた各種支援策が講じられているが、新型コロナウイルス感染症の終息が見いだせない中、農業者への影響拡大や長期化が懸念されており、今後とも経営安定に資する各種支援策を継続して行うこと。

回答

新型コロナウイルス禍における農業支援においては、国による経済対策として高収益作物次期作支援交付金による生産者の次期作への積極的な取組に対する支援などが実施されているところですが、御意見のとおり、感染症の終息が見通せないなかで長期的な消費の落ち込みが懸念されます。本市では、米沢牛や花きについて価格が大きく落ち込むといった影響が見られたことから、米沢牛生産者への各種支援の他、米沢牛消費拡大のための各事業を実施しており、花きについても、アルストロメリアの次期作に向けた苗の更新に対する支援を実施しております。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される際は生産者の経営安定に資する支援策を講じてまいります。

以上